

第16回  
食料・農業・農村政策審議会

農林水産省大臣官房企画評価課

# 第16回食料・農業・農村政策審議会

日時：平成19年7月12日（木）

会場：三田共用会議所 第4特別会議室

時間：10:00～12:10

## 議 事 次 第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 会長互選
4. 会長あいさつ
5. 会長代理指名
6. 農林水産大臣あいさつ
7. 農林水産省幹部の紹介
8. 部会の設置、議事規則
9. 配付資料説明
10. 意見交換
11. 閉会

午前10時00分 開会

○官房長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第16回の食料・農業・農村政策審議会を開催させていただきます。私は農林水産省で官房長をしております井出でございます。

今回は、7月5日に新たに食料・農業・農村政策審議会委員が任命されてから初めての会合となりますので、会長が選出されるまでの間、私が司会進行を担当させていただきます。なお、本日の会議は12時ごろまでを予定いたしております。

まず、最初に委員の皆様方を50音順にご紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、荒蒔委員でございます。

○荒蒔委員 よろしくお願いたします。

○官房長 浦野委員でございます。

○浦野委員 浦野でございます。

○官房長 岡本委員でございます。

○岡本委員 岡本です。よろしくお願いたします。

○官房長 甲斐沼委員でございます。

○甲斐沼委員 甲斐沼です。よろしくお願いたします。

○官房長 榎野委員でございます。

○榎野委員 榎野です。よろしくお願いたします。

○官房長 古口委員でございます。

○古口委員 古口でございます。よろしくお願いたします。

○官房長 櫻井委員でございます。よろしくお願いたします。

○櫻井委員 櫻井でございます。よろしくお願いたします。

○官房長 佐々木委員でございます。

○佐々木委員 佐々木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○官房長 鈴木委員でございます。

○鈴木委員 よろしくお願いたします。

○官房長 玉沖委員でございます。

○玉沖委員 玉沖でございます。よろしくお願いたします。

○官房長 林委員でございます。

○林委員 林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○官房長 平田委員でございます。

○平田委員 平田でございます。よろしくお願ひいたします。

○官房長 深川委員は若干遅れておられます。

藤岡委員でございます。

○藤岡委員 藤岡でございます。よろしくお願ひします。

○官房長 松本委員でございます。

○松本委員 松本でございます。よろしくお願ひします。

○官房長 森野委員でございます。

○森野委員 森野でございます。よろしくお願ひします。

○官房長 なお、岡本委員と平田委員は、一般からの公募により選任されております。また、本日は神田委員、高橋委員、宮田委員、吉川委員が所用によりご欠席となっております。

次に、当審議会の会長を選出していただく必要がございます。

食料・農業・農村政策審議会令第5条第1項の規定によりまして、当審議会の会長の選出は、委員の互選によることとされております。

つきましては、会長の互選につきまして何かご意見がありましたらお願ひしたいと存じます。

○松本委員 恐縮です。ご発言をさせていただきたいと思ひます。

○官房長 松本委員、どうぞ。

○松本委員 僭越ではございますけれども、ご提案をさせていただけたらと存じます。

食料・農業・農村について幅広いご見識をお持ちであり、また、これまで政府の有識者会議などで座長をお務めになっておられます林委員に会長をお願ひすることにつきましてご提案をいたしたいと存じます。何とぞお諮りを願ひたいと存じます。

○官房長 ありがとうございます。

ただいま、松本委員から、林委員に会長をお願ひしてはどうかとのご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○官房長 それでは、ご異論がないようでございますので、皆さんの互選によりまして、林委員が会長に選出されました。

それでは、林委員には会長席にお移り願います。

(林委員、会長席に着席)

○官房長 それでは、ここで林会長からごあいさつをいただきたいと思います。

なお、これからは林会長に議事をお進めいただきますのでよろしくお願いいたします。

○林会長 ただいま、会長に選任されました林でございます。

本審議会は食料・農業・農村基本計画を推進し、農政改革を進めるために極めて重要な事項の審議を行う場であると理解しておりまして、大変微力ではございますが、会長としてその大役を果たしてまいりたいと考えております。

なお、皆様の忌憚のないご意見をいただきながら、審議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

それでは、これより私から議事を進行させていただきたいと思いますが、まず、食料・農業・農村政策審議会令第5条第3項の規定によりますと、会長の職務を代理する委員については会長があらかじめ指名するということになっております。

私からはちょうど目の前におられます鈴木委員に会長代理ということで御指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○林会長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、農林水産大臣からごあいさつをいただく予定でございましたが、赤城農林水産大臣は公務の都合で出席できませんので、小林事務次官からごあいさつをお願いいたします。

○事務次官 事務次官の小林でございます。

今、私どもの食料・農業・農村政策には、非常に内外とも、課題が山積しておりまして、いろいろな意味でまた委員の皆様方には活発なご議論、具体的なお指導等よろしくお願ひしたいと思ひます。

今お話ししましたように、赤城大臣はちょうど今、WTO交渉の関係でヨーロッパの方に出張されておりまして、今日、こちらに出席できません。大臣のあいさつを私が預かっておりますので、これから代読させていただきます。

食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては委員就任をご快諾いただきますとともに、ご多用中のところご参集いただき厚く御礼申し上げます。

さて、食料・農業・農村政策は現在、途上国の人口増加や経済成長、バイオ燃料需要の増大、地球温暖化の進行などの国際的な食料事情の変化に対応して食料戦略を確立すること、食品の安全と消費者の信頼を確保するため生産段階から消費段階までの各段階で安全を確保すること、品目横断的経営安定対策をはじめとした農政改革を円滑に実施するとともに、残された課題である農地政策改革を具体化すること、美しい国の原点である農村・漁村の活性化に向けて地域の創意工夫を生かした取り組みを後押しすること、大詰めを迎えつつあるWTO交渉やEPA交渉に適切に対応することなど、内外にわたる多くの課題に直面しております。これらの課題に取り組んでいくに当たっては、消費者、生産者、地域住民をはじめとして広く国民の理解と納得を得ながら、改革の先に明るい展望を見通せるような政策を展開していくことが重要であると考えております。

委員の皆様方にはこれから2年間委員を務めていただくわけですが、我が国農業がその有している潜在能力を最大限に発揮し、21世紀にふさわしい戦略産業となるようにさまざまな視点から活発なご議論をお願いしたいと考えております。

委員の皆様のご議論を通じて、食料・農業・農村政策に対する国民合意が形成されることを祈念いたしまして、私のあいさつといたします。

平成19年7月12日、農林水産大臣赤城徳彦、代読。

○林会長 どうもありがとうございました。

続きまして、同じく小林事務次官より、農林水産省の幹部の方々の紹介をお願いいたします。

○事務次官 それでは、私どもの事務方の幹部の一同を紹介させていただきます。

皆様から向かって左側であります、井出官房長でございます。

○官房長 どうぞよろしく願いいたします。

○事務次官 それから、向かって右側になりますけれども、佐藤総括審議官、国際担当でございます。

○総括審議官（国際） 佐藤でございます。

○事務次官 それから、吉田技術総括審議官でございます。

○技術総括審議官 吉田でございます。

- 事務次官 長統計部長でございます。
- 統計部長 長でございます。
- 事務次官 岡島総合食料局長でございます。
- 総合食料局長 岡島です。よろしくお願ひいたします。
- 事務次官 町田消費・安全局長でございます。
- 消費・安全局長 町田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務次官 山田生産局長でございます。
- 生産局長 山田でございます。
- 事務次官 高橋経営局長でございます。
- 経営局長 高橋でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務次官 中條農村振興局長でございます。
- 農村振興局長 中條でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務次官 竹谷農林水産技術会議事務局長でございます。
- 農林水産技術会議事務局長 竹谷でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務次官 小西農林水産政策研究所長でございます。
- 農林水産政策研究所長 小西でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務次官 このほか、大臣官房、林野庁、水産庁の関係部課長も出席しております。  
どうぞよろしくお願ひいたします。
- 林会長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から審議会の組織と審議会の議事規則について説明をお願いしたいと思います。

- 企画評価課長 企画評価課長の末松でございます。

まず、本審議会の部会の設置及び議事規則についてご説明させていただきます。

資料1の「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」をご説明いたします。

恐縮ですが、最初に、最後のページの概要の図をご覧ください。近年、食料・農業・農村政策においては農林水産省の内部部局を横断した形での施策運営が重要となってきたことから、食料・農業・農村政策審議会の構成について見直しを行い、本審議会の下に企画部会をはじめとする9つの部会を設置してはどうかと考えております。〈現行〉というところに書いてある9つの部会を設置してはどうかということでござ

います。

1 ページ目に戻っていただきまして、第1条の表を見ていただきたいと思います。そこに表がございますが、企画部会では食料・農業・農村基本法の規定に基づきまして、基本計画、白書の議論を行っていただくこととしまして、その他の部会につきましても、それぞれ書いてございますが、それぞれの法令に基づいた事項などを専門的に調査、審議することとしております。

なお、各部会で色々議論していただくわけでございますが、各部会の議決につきましても、特別な場合を除いて本審議会の議決とすることとしております。

次に、資料2の議事規則についてご説明いたします。ポイントのみご説明いたしますが、第3条2項にありますように会議は公開とし、ただし、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人もしくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができるとしております。

また、第4条のところですが、議事録は一般の閲覧に供するものとするとし、ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとするとしております。

簡単ですが、私からの説明は以上でございます。

○林会長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました部会の設置及び議事規則ですが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ないようですので、部会の設置及び議事規則につきましては、これをもって審議会の決定といたします。

ありがとうございました。

また、食料・農業・農村政策審議会令第6条第2項及び第7条第2項の規定により、部会ごとの委員の所属につきましては会長が指名することになっておりますので、部会ごとの委員の構成を私の方に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○林会長 ありがとうございます。

それでは、今後そのように取り進めさせていただきたいと思います。

続きまして、「食料・農業・農村をめぐる現状と課題」について、同じく事務局から



簡潔に説明をお願いいたします。

○大臣官房参事官 官房参事官の塩川と申します。

私の方から、資料3の我が国の「食料・農業・農村をめぐる現状と課題」という、A4の横で1枚目に写真が載っている資料につきましてご説明いたします。

まず、目次をお開きいただけますでしょうか。この資料の構成につきまして若干ご説明いたします。1番目に、国際経済社会と我が国の経済社会、2番目に食料・農業・農村をめぐる情勢と課題、3番目にWTO・EPA交渉をめぐる情勢、4番目に農政の展開方向と、こういう構成になっております。

2ページをお開きいただけますでしょうか。まず、国際経済社会の中の、世界人口の状況でございます。世界の人口は下の棒グラフにお示ししておりますように開発途上国を中心に大幅に増加し、2005年65億人から2050年には1.4倍の92億人にまで達するという見通しが国連の方で出されているところでございます。

次のページをごらんください。3ページでございますが、国際経済の状況でございます。国際経済は、先進国が今までけん引役となりまして、安定して成長しております。その結果、経済のグローバル化が進展をしております。

近年は東アジア諸国地域やブラジル、ロシア、インド、中国のいわゆるBRICs諸国、このような国が海外からの投資を積極的に受け入れて高い経済成長を実現しております。今後このような国を巻き込んだ経済のグローバル化がますます進展するということが見込まれているところでございます。

次のページをごらんください。

資源・環境問題でございます。化石資源の枯渇、水不足、水質汚濁、温暖化など、資源・環境をめぐる問題というのは、地球規模で解決を図らなければいけないような大きな課題になっていると思っております。

このような中で、従来、食用に向けられておりますとうもろこし、あるいはさとうきびといった農産物がバイオ燃料の原料に振り向けられるようになってきております。今後、このような動きを注視していく必要があると考えているところでございます。

5ページ目をお開きください。

世界の食料需給の状況でございますが、まず需要は、途上国を中心としました人口増加、それから所得の向上によりまして、大幅に増加することが見込まれております。特に所得の向上による畜産物・油脂類の増加は、左下でございますように、例えば牛

肉1kgを生産するのに必要な飼料穀物の量は、とうもろこし換算でございますが、11kgというように、飼料穀物・油糧原料の大幅な増加をもたらすというふうに見込まれております。

一方、生産面でございますが、地球温暖化・砂漠化が進行するとともに、穀物単収の伸びについては、右下のところでございますが、1960年代には年率3%で伸びていたものが最近では1.3%に半減しているということで、こういうものが農業生産に影響を与えるということが懸念されているところでございます。

さらに、前ページでご説明しましたように、世界的にバイオ燃料に対する需要が高まっておりまして、食料需要との競合というものが見込まれているところでございます。

6ページ目をお開きください。

我が国の経済社会の状況でございます。我が国の人口は戦後一貫して増加してきたわけでございますが、2004年の1億2,800万人をピークとして減少しており、今後もずっと減少していくと見込まれております。また、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少するという一方で、逆に言えば高齢化率がかなり高まっていくということが見込まれておりまして、このような人口構造の変化というのは経済社会活動に大きな影響をもたらしていくのではないかと考えられます。

7ページをお開きください。

我が国の経済の動向でございます。我が国の経済は回復を続けておりまして、下の左の図の赤い折れ線でございますが、実質経済成長率が5年連続でプラスというところがおわかりになるかと思えます。また、右のグラフの労働人口の増加、失業者数の減少からも景気が回復基調にあることがわかります。ただ、下の表を見ていただきますと、例えば有効求人倍率は、北海道は0.56、九州0.76である一方で、東海地方は1.63ということで、地域経済においては依然として景気の状態にばらつきが見られるという状況でございます。

8ページをお開きください。

国民の生活に関する意識、あるいは価値観というものは心の豊かさ、安らぎ、健康を求めるといった傾向が強くなってきておりまして、今後、このような傾向はますます進むのではないかと見込まれております。

下の表をごらんいただきますと、心の豊かさというものは、昭和47年は4割ぐらい

の人が求めていたものが、最近では63%と増えている一方で、物の豊かさの方は減少しているのが見てとれます。また、右のところの表でございますが、健康に自信があるかということでは、大いに健康だと思える方が減っております。そういうことを反映してか、一番右下でございますが、フィットネスクラブの年間延べ利用者数が増加をしており、特定保健用食品市場規模もかなりの増加を見ているというところでございます。

次に、10ページでございます。

ここからは食料・農業・農村をめぐる情勢と課題につきましてご説明申し上げます。戦後、食料消費は大きく変化しております。昭和40年ごろから米の消費量が大幅に減少する一方で、その減少した分を埋めるように畜産物、油脂類の消費が増加しております。その結果、右の栄養バランスの動向にありますように、PFCバランスというのが崩れておりました、脂質の摂取過多などを一因としました生活習慣病が増加しております。

したがって、米を中心に多様な食品をバランスよく摂取するという食生活、いわゆる我々は日本型食生活というふうに言っておりますが、この実践を促進する必要があるのではないかと考えております。

11ページをお開きください。

食料自給率についてご説明します。食料自給率は下の図にありますように戦後大きく低下しております、最近では40%で8年連続推移しているという状況でございます。自給率が低下した要因でございますが、国内で自給が可能な米の消費、これが先ほどごらんいただきましたように大幅に減少する一方で、コストの面での制約から国内で生産することが困難な飼料穀物、あるいは大豆、なたねなどの油糧原料を使用する畜産物や油脂の消費が大幅に増加したことによるかと考えております。

したがって、食料自給率の向上のために、消費面では、先ほど申し上げた日本型食生活の実践などによる食生活の見直し、生産面では、多様化している消費者ニーズに応えた国内農業生産の拡大を図る必要があるかと考えております。

12ページは、そのような我が国の食事、あるいは食料消費の変化をわかりやすく図に示したものでございます。

次のページをお開きください。13ページでございます。

消費者の食の安全に対する関心は非常に高うございます。左のグラフでございます。

健康・安全志向が非常に高くなっているということがわかるかと思えます。食品の購入に際しても健康・安全を最も重視するようになってきているのではないかと考えております。

このような消費者の考え方に対応する観点から、生産段階から加工・流通段階、消費段階にわたる各段階で安全を確保するための取り組みを徹底することが重要であると考えているところでございます。

14ページでございます。

食品産業の状況でございます。食品産業は国内総生産額、あるいは就業者総数のそれぞれ1割を占めるということで、食料の加工・流通、外食のサービスを提供することを通じまして、食料の安定供給に寄与するとともに、国民の多様化・高度化する食生活を支えているというところでございます。

近年、食の簡便化志向の高まりを背景に外食、あるいはデパ地下などの中食への需要が高まっております。ところが、この加工・外食へ仕向けられる国産農産物・食品の割合は、右下のグラフでブルーの折れ線でございますが、年々下がっております。

したがって、食品産業と農業の連携強化というのが課題となっているというところでございます。

それから、次の15ページでございます。

農産物貿易でございます。まず輸入面でございますが、左の下のグラフにありますように農産物全体で見ますと、アメリカが3割、中国が13%というように上位5カ国で輸入額全体の6割強を占めるという、特定国への依存度が高い状況になっております。

したがって、安定的な輸入を確保するためには輸出国との情報交換を強化するとともに、輸入先の多元化などを図っていく必要があると考えております。

一方、輸出面でございますが、世界的に日本食ブームが広がっております。それから、アジア諸国を中心にしまして、富裕層の増加があります。こういうことを背景にしまして、最近、水産物あるいは果実を中心に国産農林水産物の輸出が伸びておりますので、この動きを加速することが重要であると考えております。

次に16ページでございます。

生産面の状況でございます。まず、農業生産でございますが、左の下のグラフにございますように昭和40年を100としますと、畜産、果実、花きといった生産は増加して

いる一方で、米、麦、豆、いも類、工芸農作物といった生産が減少しております。

右のグラフの赤の折れ線が農業生産指数を示していますが、これが減少していることからわかるとおり、農業生産全体で減っているという状況でございます。また、同じく青の折れ線が農産物価格の推移を示しておりまして、これも近年下落傾向が続いていますから、その価格と量の両方が減少しているということで、その掛け合わせた農業産出額、これも減少傾向で推移しているところでございます。

17ページをごらんください。

一方、農業構造でございますが、まず農家戸数、これは一貫して減少しております。それから、農業就業人口、これも減少しております。また、左の表を見ていただきますと、うち「65歳以上」というところが平成17年で58%ということで、かなり高齢化が進んでいることがわかるかと思えます。

それから、経営規模でございますが、畜産や野菜、これについては規模拡大が進展をしております、所得と労働を農業に依存している、主業農家と統計上の概念がございまして、その比率も非常に高くなっている一方で、稲作などの土地をたくさん使う土地利用型農業では規模拡大の速度は非常に緩やかでございまして、北海道を除くと、依然として規模の小さい経営が多いという状況でございます。

また、稲作におきましては、主業農家の割合が依然として低い状況でありまして、構造改革が急務の課題となっているところでございます。

次の18ページをごらんください。

平成27年の「望ましい農業構造の姿」というものを発表しておりますが、その実現に向けていろいろ努力をしているところでございます。現在、認定農業者というものが23万人、集落営農が1万2千、それから農業法人数が1万弱ということで、その望ましい農業構造に向かって順調に増加はしているものの、その経営内容も含めて、一層の努力が必要だという状況でございます。

また、平成15年からリース方式によりまして、一般企業が農業参入することが認められておりますが、今年の3月現在で、下の表でございますが、206法人ということになっておりまして、今後これを着実に推進していくことが必要であると考えております。

19ページでございます。

農地の状況でございます。農地面積は一貫して減少しておりまして、平成17年には

470万ヘクタールという状況になっております。一方、耕作放棄地、これは現在東京都の1.8倍に相当します38万6千ヘクタールとなっております。

農地の減少の要因でございますが、左の下にありますように従来は工場用地、宅地などへの転用、これが多かったわけですが、最近では耕作放棄によるものが多くなっているということでございます。このため、優良農地を確保するとともに、担い手への農地の利用集積、あるいは耕作放棄地対策を着実に進めまして、農地の効率的な利用を図ることが課題となっております。

20ページをご覧ください。

農業生産基盤の整備でございます。水田の区画の整形、あるいは拡大を行う水田整備というものは、下にもありますように生産性の向上だけでなく、右の上にありますように担い手の経営規模の拡大にも寄与しているということございまして、現在、整備率は6割にまで達しております。

右の下にあるように今後、ダム、水路などの農業水利施設は耐用年数を迎えるものが多くなります。したがって、既存施設の適切な保全管理、あるいは更新整備に施策の重点化を図っていく必要があるという状況でございます。

それから、21ページが農村地域の状況でございます。

農村は、農業生産の場であると同時に農業者を含めた地域住民の生活の場でございます。農業の持続的な発展の基盤として、非常に重要な役割を果たしているところでございますが、過疎化、あるいは混住化、さらに右のグラフにございますように全国に比べて20年ぐらい早く高齢化が進んでいるということで、農業生産活動が停滞・後退したり、あるいは集落機能自体が低下をしているという問題が生じております。

22ページをごらんください。

そういう農村と都市の格差ということでございますが、道路、上水道、污水处理施設といった生活環境施設の整備は、左の上のグラフのピンクのところでございますが、この面積が大きくなっておりますので、着実に整備は進んでいるわけでございますが、一方、左の下にございますように、例えば光ファイバーの整備状況など、新たな、今までなかったような格差というものも生じつつあるということでございます。

一方で、都市と農村の格差を単に是正するという考え方だけではなくて、地域の個性・多様性を重視いたしまして、地域自らの創意工夫を促進することによって農村振興を図っていくということも重要であると考えております。

23ページ、中山間地域でございます。

中山間地域は農業生産の約4割を占めるという重要な地域でございますが、過疎化・高齢化の進行が著しいことから、農業生産活動や、地域社会の維持が困難になっているところも現れております。

このため、平成12年度から導入しております中山間地域直接支払制度、この実施に加えまして、農業や他産業の振興によりまして就業機会の増大、定住の促進を図るための施策などを総合的に推進することが必要だと考えております。

それから24ページ、多面的機能でございます。

農業は、単に食料を供給するという機能だけではなくて、農村で農業生産活動が行われることにより生じます国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった様々な機能を有していると考えております。

先ほどもお示ししましたように国民はゆとり、安らぎといった価値観を重視するようになってきているわけでございますから、この豊かな自然環境や美しい景観に触れ合うことのできる農業や農村への期待に適切に応えていくことが、ますます重要になってきていると考えております。

25ページからはWTO・EPA交渉をめぐる情勢でございます。

26ページをお開きください。

国際貿易交渉につきましては、我が国はまずWTO農業交渉、これを基本としまして推進しております。EPA交渉はこれを補完するものとして、WTO交渉と整合性を図りつつ推進しているところでございます。

WTO農業交渉につきましては、「多様な農業の共存」を基本理念といたしまして、輸入国と輸出国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指しているところでございます。また、EPA交渉につきましては、国内農林水産業の影響を十分に踏まえ、「守るべきものは守る」という方針のもとに、政府が一体になりまして、各国・地域との交渉に戦略的に取り組んでおります。

27ページをごらんください。

WTO農業交渉の構図ということでございますが、EUと我が国は農業の市場アクセス、アメリカは農業の補助金、ブラジル・インドなどの途上国グループは非農産品の市場アクセスという各分野でそれぞれ困難な面を抱えているという、我々はいわゆる「三つどもえ」と言っておりますが、そういう構図になっているところでござい

す。

28ページでございます。WTO農業交渉の最近の動きと今後の見通しでございます。

本年に入りまして、一旦中断しておりました交渉が再開されまして、G4やG6といった少数国の会合が集中的に行われているところでございます。6月21日にドイツのポツダムで行われましたG4の閣僚会議が決裂をいたしまして、今後は各交渉議長のもとで多国間のプロセスが主な舞台になるということになりました。

農業、非農産品市場アクセスの交渉議長は、7月中旬に「議論のたたき台となるテキスト」を出すこととなっております。本格的な交渉は9月以降に行われる見込みでございます。我が国といたしましては、G10各国、あるいはインド、EUなどとの連携を図りつつ多国間のプロセスなどに積極的に参加をいたしまして、食料輸入国として我が国の主張ができる限り反映できるようにしっかり対応してまいりたいと考えております。

また、このような観点から赤城大臣が、ラミー事務局長やファルコナー農業交渉議長と会談をするため、現在訪欧をしているところでございます。

それから、29ページは我が国のEPAの交渉状況を時系列的に整理したものでございます。

最後、30ページからは農政の展開方向について若干触れます。

平成11年に食料・農業・農村基本法が制定されまして、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村振興という新たな理念に基づく政策を展開しております。また、食料・農業・農村基本計画というものを平成12年、それから平成17年に策定をいたしまして、この工程管理を行いながら、米政策改革、経営所得安定対策などの改革を順次具体化しているところでございます。

32ページはその農政改革の3本の柱、品目横断的経営安定対策、米政策改革、農地・水・環境保全向上対策を19年から実施をしているというところをお示ししたものでございます。

それから、33ページでございますが、「21世紀新農政2007」というものがございます。

これは、内閣総理大臣を本部長とします食料・農業・農村政策推進本部におきまして決定されたものでございます。これは先ほど申し上げた5年ごとにつくる食料・農業・農村基本計画の内容に沿いまして関係府省が連携を図りながら重点的に取り組む施策の指針ということで、下に掲げますような5つの大きな分野について、重点的に



取り組むべき事項が取りまとめられております。

最後、34ページでございますが、農地政策改革ということで我々に残されている大きな農政課題といたしまして、農業の最も基礎的な生産基盤でございます農地につきまして、担い手への面的集積をいかに加速化するかという観点から政策改革のあり方につきまして検討しているところでございます。

以上、私からのご説明でございます。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、これからただいまのご説明に対するご質問、あるいはご意見をいただきたいと思いますが、本日は改選後初めての会合ですので、なるべく全員の委員の方からご発言いただきたいと思いますが、どうぞ、どこからでも、どの内容からでも結構ですので、ご意見、あるいはご質問をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○甲斐沼委員 私はこういう場は初めてで、ちょっととんちんかんな質問かも知れないのですが、幾つか、今ご説明を聞いて、ちょっとまだわかっていないところを教えていただきたいと思います。

1つは、WTOというと、農業分野における日本の立場というのは非常に重要だと思うのですが、その中で、26ページのところに、日本の基本的姿勢の中で、「守るべきものは守る」とあります。これは非常に重要なことなのですが、具体的には何を守るのかという話と、米の関税などが高いということで他の国から色々言われて、日本の一部の関税等は問題であるというような海外からの話は、ある程度新聞では報道されているのですが、これを今後どういうふうな形で守っていかれるのかという、これは非常に重要な問題だと思うので、もう少しご説明していただければと思います。

あと、昔からずっと言われているのですが、私どもの方は温暖化の研究をしているのですが、温暖化の研究の中でやっぱり自給自足というのが一番大切でという話なのですが、色々な方に話を聞くと、農業では食べていけないよと、農業のGDPの割合は非常に少なく、工業の方で人は生活できるのだからというような話を聞くのですが、やっぱり基本は農業だと思うのですが、この辺、どうやってその農業で自活していけるようにするというか、今後、収入をふやしていける方策というのは、どういったところを中心にされているのか、ちょっと理解できなかった

ので、この2点をちょっとご説明いただきたいと思います。

○林会長 ありがとうございます。

大変重要なポイントなのですが、他の委員の方からのご意見も関連するかと思しますので、何人かの委員からご発言いただいた後、まとめてお答えいただく方がいいかと思えます。今の甲斐沼委員からのご質問に絡む内容でも、また別のことでも結構です。どうぞご意見いただければと思います。

いかがでしょうか。藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 先ほどの資料の一番最後のページにも農地の問題がちょっと書かれておりますが、先ほど、色々この資料の中で説明されたように、我が国の農業というのは非常に内外ともに厳しい環境にあると思えます。

今年から新しい経営安定対策が施行されてはおりますけれども、皆さんもご存じのように日本の農業というのは、アメリカやヨーロッパの農業と比べて、非常に狭い耕地で農業をやっているという避けられない環境がありますけれども、これをいかに構造的に早く基盤を整備して、強い農業者を育てていくかというのが私は喫緊の問題だろうと思っております。そういう意味で、この農地政策が今やられようとしておりますけれども、これをスピードを上げて早くやらないと、今のオーストラリアとのEPAの問題、あるいはWTOの問題も含めて、なし崩し的にその日本の農業者が壊滅的に崩壊していくような可能性が十分にあります。

したがって、そういう事態にならないように基盤をきちっと整える意味からも、農地政策というのは早めに進めてもらわないと、私は一刻も猶予がないのだろうと思っております。

特に、この水田農業です。水田農業というのは皆さんご存じのように、消費者から見れば米の小売価格が非常に下がっておりますので、ある意味、消費者には非常に歓迎されていると思えます。しかし一方で、農業者が非常に今厳しい環境で米をつくっているということです。これは価格の問題もありますし、今のなかなか農地が集約できていないと、この辺のところをやっぱり一刻も早く進めてもらいたいというのが、私どもの法人協会だけではなくて、一般の農家の人達もやっぱりそういう意見だろうと思えますので、質問というよりも要望としてお願いしたいと思えます。

○林会長 ありがとうございます。

藤岡委員からは農地政策についての緊急性の要望がありましたが、ほかにいかがで

しょうか。

どうぞ、松本委員。

○松本委員 今の藤岡委員のご発言にも関連するのだらうと思いますけれども、今日のお手元の資料の資料3に、農林水産省としてみれば、珍しくこういう中山間の写真が出てきております。これは簡潔に言いますと、大変ご関心があるということではなからうかと言いますか、重視といいますか、先ほどの資料の説明の中にもございましたけれども、中山間が生産も農地も約4割を超えるという、そういう位置を占めているということですから、大変大きいものだと思います。

藤岡委員の言われた農地問題、大変課題を抱えており、いろいろと検討をなさっているみたいなのですけれども、この中山間の耕作放棄農地も、政府の経済財政改革の基本方針の中でも最大の課題であり、5年間で改善しろというご指摘もあつたりする時代でありますから、いろいろと深慮しなければいけないのですけれども、そういう時に、この中山間の耕作放棄地をやみくもに解消しろといっても、なかなかこれは経済的な問題もありますから、なかなかその現場は苦慮しているというのが実態であります。

そういう面で、ぜひ国政として、こういう地帯ではどういう作物を国家戦略でつくるのかとか、そういうものを指針を出すと、でなければ、なかなか市町村長さんでも、あるいは農業者もなかなか一步を踏み出せない、自信が持てないということがあるのだと思います。

その場合に中山間ですから、農林水産省の中にあっても、例えば林野とのセットでの解消対策といいますか、予算面の総合的な戦略を練るとか、そういう施策の仕組み方ということも少し考えていただけたらと、このような問題意識を持っておりますのでよろしくをお願いします。

○林会長 ありがとうございます。

どうぞ、荒蒔委員。

○荒蒔委員 甲斐沼さんの質問とちょっとダブるのですが、ご説明いただいた28ページ、29ページに、WTOと多国間のEPA交渉とありますが、WTOが一旦決裂して、今、農林水産大臣も次の再開に向けて訪欧中という話ですけれども、何かこの多国間でやる解決策というのはどうも見えないというような雰囲気があります。それに対して、それではということでEPAという2国間の話がどんどんどんどん進んでお

りまして、特に隣国の韓国がアメリカ、EUとやっているということで、日本もこのままでは手遅れになるのではないかという話がされているのですけれども、要するに、この辺の本来はWTO、しかし、それはなかなか見えないので2国間だというふうにも見えるのですが、その辺の本当の力関係というか前後関係というのはどういうふうになっているものでしょうか。もう少しわかりやすく説明いただければありがたいのですが。

○林会長 ありがとうございます。

はい、平田委員、どうぞ。

○平田委員 11ページに自給率の問題が出ていますけれども、やはりこのような、昭和40年度には70%ぐらいの自給率が、これが今40%ということで、この絵を見て、本当に日本の国が将来崩壊するというようなことが考えられる気がするのです。特に、我々農村に住む者はいいのですけれども、都市に住む人は本当に将来安心して生活ができるのか、いわゆる国家の品格としてこういう状態が本当にいいのかなという気がしてならないのです。

19ページに耕作放棄地が国の耕地の1割弱になっていますが、どんどん今増えていて、多分私どもの集落もあと10年以内に崩壊してしまうのではないかなという気がしております。そういうことが急速に進んでおりますし、また、17ページに農家とか農業に就業する人が減り、それから高齢化率が非常にふえているというようなことの中で、本当にこれは緊急の課題として私どもは、特に都市に住む人々にこういう状態を訴えて、日本の食料をどうすればいいのかというコンセンサスを緊急に得る必要があるのではないかなという気がします。実情を訴えて、ある程度は国民の犠牲の上において、農業を将来的に食料を守っていこうということを緊急にやらなければいけないのではないかなという気がしておりますので、よろしくお願いします。

○林会長 ありがとうございます。

古口委員、どうぞ。

○古口委員 私は栃木県の茂木町の町長の古口でございます。

ただいま松本委員から、この表紙の写真というお話がありましたが、これは実は私どもの町でありまして、こうして使っていただいて大変ありがたいことだと思っております。実は今年の8月24、25日には、全国棚田サミットがここで行われるところであります。私どもの一番の問題としては今、鳥獣害の対策に苦慮しております。

また、今、別の委員からもありましたように、私は国家としての、国民としての農業に対する認識というのとは一体どうなのかなと思う時が多々あります。農業というのは大変大事だと、それから自給率も上げなければいけないという、そのことはわかっているのですが、でも、私どもの町にある高校を卒業して農業を継ぐものはここ数年1人もおりません。それもそのはずで、六本木ヒルズでクリック一つで何千万円ももうかってしまうというような話を毎日毎日メディアで流されていて、どうして林業や農業に従事しようと思う子供たちができるのか、あるいは農業や林業を継がせようという親ができるのか疑問でなりません。

私は格差というのは、そういった国民の意識の中に格差があるのではないかと考えています。これを解決するには、私は農家の、あるいは林業の所得というものを、真剣に真正面からとらえて現実的な問題として話し合っていかなければならないのではないかと考えています。

○林会長 ありがとうございます。

浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 浦野でございます。

ちょっと今の方と視点を変えてお話をしてみたいと思うのですが、この審議会自体がどこを向いているかという話になると思うのですが、少なくとも10年前と違って、今の農水省全体が色々な利害関係者に向けて、発信が行われているのは大変心強いのですが、もう一度そこを整理していただきたいのです。

1つは、その生活者に向けてきちんとした発信をする。

1つは、従来と同じように、生産者に向けてどういった施策を行うかということがあると思います。

やはり、それに対して、今でも欠けていると思われるのは、1つは食品産業です。これに対してどのように農業と向き合っていくのか、そういった視点が1つ。

それから、もう1つは農業以外を取り巻く日本経済全体です。さっき荒蒔委員がFTAのことをおっしゃいましたが、やはり農業以外の経済活動をしているところから見ると、いつもFTAで引っかかるのは農業だといった部分で、これに対してもきちんとした説明をしていかなければいけないと思います。

そして、何よりもこういった行政を進めていらっしゃる農水の公務員の方々を含めて、そこでの本当の働きがいとか、どこを向いてどうなっているのかといったと

ころが、いろいろな方と会話していると、やはり正直心配です。そういった多様なステークホルダーに対して、審議会としてどう向き合っていくのかということ、もう一度考えていただければと思います。

ちょっと話がまた変わりました、私は個人的には今の農業で一番見直すべきところは、生産性の高さだと思うのです。生産性の高さを犠牲にした自給率は、私は必要ないと思っています。例えば自給率もいわゆる食料安保ということで考えるのであれば、これは石油の備蓄で終わってしまうわけですから、全く意味もないことだと思うのです。通常の状態においての自給率ということを経験したときには、やはり私は生産性の高さ、これがある部分だけが残っていくという意味でこの自給率を考えていきたい。

今、各委員の方がおっしゃったように、例えば土地の問題にしても、担い手の問題にしても、そこを解決することによって生産性が飛躍的に上がっていくということになると思うのです。その際に生産性というものは、ともすれば、例えば農業の場合だと単位当たりの収量とかというようなことにいきがちですけれども、他の産業に比べて、多分今の農業に大きく欠けているのはコストの考え方だと思います。これは人も含めて、あるいは資材も含めて、あるいは土地のコストということも含めて、そのコストに対する考え方というのが、相当農業というのは遅れているのだらうと私は思っております。その辺を他産業の知恵も借りながら徹底的に追求していくことによって、私は日本の農業の生産性というのは絶対上がると、今のようにはずはないと思っております。

その上で、日本の農業の将来を考えていきたいと。今のような生産性の低いままで、将来を考えてもらっても私は困ると考えております。

○林会長 ありがとうございます。

どういたしましょう。もう少し意見をいただいてよろしいですか。

この辺で一回切りましょうか。恐らく引き続きどんどん出てくるとは思いますが、もう既に荒蒔委員、浦野委員、甲斐沼委員、古口委員、平田委員、藤岡委員、松本委員と7名の委員の方からご意見等いただきましたので、ここで事務局側から今のご質問、あるいはご意見に絡むところでお答えいただいて、また引き続き進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

どうぞ。

○総括審議官（国際） 甲斐沼委員、それから荒蒔委員から国際関係の問題につきましてご質問がございましたので、ご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、「守るべきものを守る」ということだけれども、一体何を守っていくのかというようなご質問でございました。

資料でまずちょっと振り返っていただきたいと思いますけれども、26ページ、27ページのところの図がございます。この中で書いてございますように、我が国、日本の農業交渉の基本概念というのは、冒頭のところに書いてございますように多様な農業の共存、これは我が国だけではありませんで、途上国を含めていろいろな環境にある国の農業がそれぞれ存立をしていけるような、また農業の多面的な機能とか、あるいはそれぞれの国で食料の安全保障といいますか、そういうものを守る、経済的なものを超えるものがあるわけですけれども、非貿易的関心事項への配慮というようなことで主張をずっとしてきているわけでございます。

より具体的な交渉の中でまいりますと、ここにも書いてございますように柔軟性と、それから輸入国、輸出国のバランスを取ることです。どうしても貿易になりますと、輸出する方が声が大きくなる傾向がございます。守るという方向になりますと、輸出といいますか自由化を進めるのに反対しているようなニュアンスが出てきたりしますけれども、しかし、両方の国があるわけございまして、そこの一定のバランス、適正なバランスが必要だろうということです。

それから、もう一つは26ページの左の下の方に書いてございますけれども、今回はドーハ開発ラウンドと呼ばれております。150ございますWTO加盟国のうちの140近くが途上国だということでございまして、この国々の産業をあるいは貿易をどうやって開発していくのかが大きな課題になっているわけでございます。

そうした中で、日本は貿易の自由化ということを求めているわけでございますが、国内での農業生産も大切にしていこうということで、こうしたグループの集まりでありますG10と呼んでおりますけれども、スイスとか、あるいは韓国とか、ノルウェーとか、そういった国々とグループをつくって主張しておりますけれども、そうした中で具体的には、少し技術的なことになりますけれども、重要品目についての主張をしております。この品目になりますと、機械的に一律に関税を下げられるのではなくて、関税割当と関税率との組み合わせの中で柔軟に対応していける品目になるわけでありましてけれども、そうした品目の数を確保したいと。それから、組み合わせの仕方につ

いてもより柔軟に、それぞれの品目に応じたように取り扱われるようにしたいと。それから、上限関税の問題がございますけれども、これにつきましても機械的に高いからといって、特定の国だけカットするのはおかしいということで、我が国の農業が守られるように、その柔軟性を確保するという観点から、守るべきものは守るということで交渉をしております。

今回の交渉は大変技術的になっておりまして、私どもも色々な場でご説明しておりますけれども、ややわかりにくいところがあるかもしれません。先ほど申し上げたことを重点に、そういうことが取り入れられるのであれば、その他の点については柔軟に交渉に応じていく用意があるというようなことで、各国との交渉を進めておりますし、現在、大臣がジュネーブの方に行きまして、交渉議長との話し合いをしているところでございます。

それから、WTO、EPAへの関係でございますけれども、少し話が長くなって恐縮でございますが、基本的にはWTOの考え方は「平等」ということでございまして、あらゆる国に対して同じように関税を下げるなら下げなければいけないとなっており、その例外ということでEPAが位置づけられております。したがって、自由化に寄与するものであればということで、おおむね90%の関税の撤廃というようなことでやっておりますけれども、そうしたものについてEPAをやっていくということでございます。

したがって、先ほど説明があったように基本的にはWTOと、EPAについてはそれを補完するものということでやってきております。これまでアジアを中心にしておりますけれども、特に日・豪EPA交渉というようなことでは、豪州は大変農業の競争力の強い国でございますので、その交渉は大変厳しいものがあるかと思っておりますけれども、国益全体の中で交渉をするかしないか、交渉の対象とする国とするかどうかということ、この国全体として選定をするということになります。

しかし、その中でもセンシティブなもの、あるいは難しいもの、メリット、デメリットと、こういうものはこの国でも議論しているわけございまして、我が国の利益が最大になるように、しかし譲れないものについては、ここは関税をなくするようなことであっては、農業ないしその他の産業もございまして、大変大きな影響があるものについては守っていくというようなことで、一つ一つの国、あるいは一つ一つのケースにおいて、しっかりとした検討をしながら進めてまいるということにな



たしております。

以上でございます。

○林会長 ありがとうございます。

国際問題につきましては、総括審議官から今お答えをいただきました。

それでは、経営局長お願いいたします。

○経営局長 農業の今後の見通しなり、それから担い手の状況、さらには農地の問題ということでございますけれども、お手元の参考資料に新たな食料・農業・農村基本計画のポイントというパンフレットがございます。ちょっとこれを開けていただきたいと思うのですが、まず、6ページから7ページのところに平田さんからもございました自給率の話があります。

現状の自給率が先進国の中でも最低の状況になっている。これを上昇させていくということになるのですが、浦野さんからもお話があったように、ただ、コストも何も考えないで上げていくとか、あるいは生産面だけに取り組むとかいうことではなくて、消費面の課題、あるいは生産面の課題それぞれ毎にきちんと把握をした上で、これを上げていくことが重要だということです。

特に生産面については、7ページにもあるのですが、現在の農業の状況というのは、やはり水田農業を中心といたしまして、どうしても零細な構造であり、農家も高齢化をしている。先ほどからお話があったように、今後、このままで本当にきちんと食料の供給ができるのか、農地も荒れていってしまうのではないかと、そういう中で、やっぱり所得も確保できて、その所得を確保できて初めて若い人も農業に参入する、そういうような形の構造をつくり上げていくのが喫緊の課題だということで、その新しい農政改革として品目横断的経営安定対策という形で、この4月からスタートしています。

11ページのところにどのような目標を考えているのかということがあります。要は、誰に日本の農業を担ってもらおうのかということを考えてときに、やっぱり農業も趣味的にやるということではなくて、きちんと農業に取り組んでもらう。そのためには例えば労働時間についても他産業と同じような労働条件の中で働いて、かつ所得もきちんとそれなりのものが確保できなければ、農業について若い人たちが入ってくるというようなインセンティブがないわけです。したがってこういうような効率的かつ安定的な農業経営というものをきちんと作り上げていく。それに対して現状は、ま

だまだそのような状況になっていないので、こういったものをいかに作り上げていくのが重要です。

そのときに個別の形態でできるところ、「認定農業者」と先ほども資料で説明がありましたけれども、そういった人たちをどんどん伸ばすと同時に、そうではない、高齢化してきている中山間の地域、そういったところでは、集落全体で営農組織というものを作り上げていって、そこで農地をきちんと使いながら全体としての生産も確保していく。そういうようなことを始めたのが、この4月から行っております品目横断的な経営安定対策です。

そういうことで、きちんとしたその農業経営、こういう効率的・安定的な農業経営を目指そうとしているわけですがけれども、では例えば実際の平場の水田の状況を見たらどうか。藤岡委員からもありましたけれども、農地がばらばらに存在してしまっている。分散作圃の状態になってしまっている。規模拡大をしようと思っても、これ以上いかに集めても、ばらばらな状態で集めてしまえば、生産コストを下げるということもできませんし、労働時間、その圃場間の移動だけで一日がつぶれてしまう。そういうことであれば、生産性の向上にもつながらない。

したがって、こういったような農地の分散状況というものをいかに早急に是正していくのか、今後、高齢の方々が自分の農地を任せたいという時には、今の分散状況も整理して、もう一度きちんと集め直していく必要がある。そのために、現在の農地に関する様々な制度があるわけでありましてけれども、そこでどのような問題点があるかということをお急ぎに検証した上で、この農地制度についての改革ということをおこなうべきではないか。これも、当然のことながら何年も悠長にかけてやるような課題ではございませんので、とにかくこれは早急に検証して結論を出して、その制度の発足というものについては急いでおこなうべきではないかと思っております。

これは、前大臣からこの農地制度の検討をご指示いただいたときに言われていたことなのですが、今、品目横断的な経営安定対策ですとか、米の対策ですとか、色々新しい農政改革については3年間というのを一つの目安にしています。19年度から始まりまして、19、20、21というのを一つのステージでございまして、また次のステージが当然来るわけでありまして、その次のステージまでの間には農地の問題についてもきちんと整備をして、そこで十分に活用できるような制度にできるようにしろというようなことをご指示いただいておりますので、そういったようなことも念頭に置きな

がら、この農地改革についての検討を進めていきたいと思っております。

○林会長 ありがとうございます。

引き続きまして、農村振興局長からお願いいたします。

○農村振興局長 大分話が重なっている部分もございますので、私の方で若干誤解が入っているかもしれませんけれども、お許しいただいて、まとめてお話をさせていただきたいと思っております。

1つは中山間対策についてのご指摘でございます。ご指摘のとおり中山間対策につきましては、今のところ大分メニューなり施策の拡充を図ってきていまして、そこそこ成果が上がってきているのではないかと私どもとしては考えております。

基盤整備事業、それから最近ですと、中山間直接支払制度等々行ってきているわけですが、明らかな効果として、中山間地域では、農振農用地の面積が今拡大している状況にございまして、平場とか都市近郊と違う動きが出ているところでございます。これは一つの政策の効果かなと考えているところでございます。

こういった中山間地域につきましては、実は各地域で取り組み方がいろいろございまして、地域地域の特性を生かして取り組んでいらっしゃる。先ほど冒頭で甲斐沼委員から、これから先農業で食べていけないというご指摘もございましたけれども、農業を中心にしながら、地域の資源も活用し、そしてまたその地域の活動として、地域の活性化も図りながら取り組んでいらっしゃる所が見えてきています。

私どもも、国が自らいろいろな形を示すのではなくて、各地域のそういう芽を育てる形で、今後とも、今取り組んでおります中山間対策を拡充する方向で支援していきたいと考えているところでございます。これがまず第1点でございます。

それから若干この話と重なるところがございますけれども、耕作放棄地の問題がございまして。2005年のセンサスで、全国で38万6千ヘクタールの耕作放棄があるとの報告を受けておりますし、それから私どもの局が独自にその翌年に行った調査でも15万3千ヘクタール、これは農振農用地にある耕作放棄地ということで調査結果が出ているわけでございますけれども、これにつきましては、先ほどご紹介ありましたように、経済財政諮問会議の方で、今後5年間で農業上重要な地域を中心に耕作放棄の解消を目指すというふうに示されておまして、私どもはそれに真正面に取り組んでいるところでございます。

もちろん、これは農村振興局だけではできませんので、各局連携してやっていくこ

とになるかと思っておりますが、その中では先ほどちょっと出ましたけれども、鳥獣害対策も当然重要になってまいりますし、それから、19年度から行おうとしております農地・水・環境保全向上対策もあります。これはようやく各県で地域協議会が全部でき上がりました、地域の活動組織がこれから立ち上がろうとしているところがございますけれども、何とか大きな面積をカバーできるところに来ておりますので、こういったものも活用しながら、この耕作放棄地の解消に取り組んでいきたいと考えております。

松本委員からは、その場合に林野との調整も視野に入れるべきではないかというご指摘もございました。これは中山間対策の施策に絡めてということだと思いますけれども、既に、この取り組みは行ってございまして、例えば水源林の確保につきましては私どもも協力するなど、予算も相互乗り入れでやっておりますし、それから、この5月に農山漁村活性化法が国会を通りました。この考え方は、市町村が活性化計画をつくっていただいて、そこに国が交付金を支援、交付していこうと、市町村が使いやすいようにやっていこうということがございますけれども、名前のおり農山漁村が一括してこの活性化計画の中に位置づけられるようにしておりますので、ここはミシンのない計画がこの中ででき、施策として実行されるものと考えております。

今後ともこのような施策を活用しながら中山間地域の活性化に向けて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、自給率等に関しましては、総合食料局長からお願いいたします。

○総合食料局長 自給率につきまして、一つは平田委員からやはり実情を訴えてコンセンサスを得るようにと。これは極めて重要なことだと思いますし、世界の食料自給が、例えばバイオエネルギー利用の問題であるとか、様々な問題があり、質的にも変わってきている。そういったことを含めて、やはりきちっとまず現状なり、これからの見通しなりを含めて訴えていくこと、これは極めて重要だと思っております。

その際に、自給率を高めていく施策につきましては、先ほど経営局長が申し上げましたとおり、このポイントの7ページにもありますけれども、幾つかの視点をこれまでも挙げて取り組んできているわけです。浦野委員からご指摘あったように、まず食品産業とどう向き合うのかというのは、これは極めて重要だと思いますし、また浦野

委員のお知恵なりも拝借しながら、さらに進めていかなければいけない。

それから、コストの意識というか、農業として持続する農業をこれからもこの国で行っていくため、これは経営局長が先ほど申し上げたとおりでございまして、そういったことも含めてこれから取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○林会長 ありがとうございます。

それでは企画評価課長。

○企画評価課長 最後に、この審議会のことでございますが、平成11年に食料・農業・農村基本法ができて、それまで農業基本法、そのときも食料とか農業について考えていなかったわけではないのですが、食料・農業・農村全体について施策を進めていくということで、また、それによって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として法律ができておりまして、本審議会はそれに基づく審議会ということでございます。

例えば、食料の供給についても、「農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行わなければならない」というように、今のは基本法の2条のところでございますが、そのようなことになっておりまして、先ほどお話がありました多様なステークホルダー、生活者、生産者、そのほか食品産業とか、日本経済全体を見て、我々の政策を進めていかななくてはいけないということになっているということでございます。

しかしながら、ともすれば全体を見て、政策を推進していないというように指摘されることが多いということであると思っておりますので、このように法律上も位置づけられているということをきちんと認識しながら、この審議会でも議論をお願いしたいと考えております。

以上です。

○林会長 それでは、引き続き委員の方からご意見、ご質問等いただきたいと思いますが、佐々木委員からどうぞ。

○佐々木委員 こういう会は私も初めてですので、どういう目的で、どういうことかなというふうなことを議論するのかよくわからなかったのですけれども、今日説明をいただきまして、現状分析というのは十分できているのではないかというような気が

いたしております。それなら、それをどういうふうに取り組むかと、こういうことではないかと思っています。

私も小売をずっとやっておりましたし、実家がまだ農業をやっていますので、ほぼそういうことについては理解をいたしているつもりなのですが、例えば、先ほど自給率の問題が出ていました。40%しかないと、だんだんこれが減ってきていると、それなら自給率を上げるためにどうするかと、もうからなければつくらないと、それならもうかるようにするにはどうすればいいかと、こういうことだと思います。

もうかるようにするにはまず何をやるかということ、価格の安定が必要だろうと、価格さえ安定していれば農家も計算ができるからこれを作った方がいいかどうかと、こういうことができるのではないかと思います。

僕ら売っている方も、毎年毎年価格が変動するということはお客さんにしても不信感が出ますので、そういう面からすると、消費量がどのくらいなら、生産量がどのくらいだなという計算ができれば、そういう指導もできるのではないかとこんなことも思います。

それから、やはり消費をもっと拡大をすべきだと思います。僕は食育の方の委員になっておまして、食育というのは今、国家としても取り組もうと、こう言い切っていますので、ぜひそういうものと合わせていただいて運動展開をするだとか、具体的な施策をすると、こういうことではないかと思っています。ぜひそういう面では、現状分析ができましたので、これを具体的にどうするかということはこの会で示していただいたり、意見を言わせていただければと思っています。

それから、私も農家の出ですから、近々の町を見ていますと、休耕田というのがすごいのです。総理大臣が美しい国、美しい国と言っていますけれども、田んぼに稲が生えてないというのは美しくないですよ。では、何で田んぼをつくらないかといったら、もちろん需給調整だということはわかっているのですが、それなら他に代わるものを作らせるだとか、そういうようなことをしないと、なかなか休耕田にして草が生えていたら美しい国にはならないのではないかと思います。

それと同時に、しかし、農地が分散をして、なかなか集約できないと。先ほど話がありましたように、農地制度の変更をしてできるだけ集約をすると、こういうふうなことでしたので、それはその方向だと思います。

私も協会の会長をやっておまして、特に中心市街地活性化というような法律がで

きましたが、中心市街地が非常に疲弊をしているわけです。もちろんこれは郊外にいろいろな店が出たということもあるのですけれども、やはり中心市街地のそれぞれの商店が、営業がたちいかなくなってそのままシャッターを閉めておくと、そうすれば、そういうところは他に貸せればいいのですけれども、昔からの自分のものなのでなかなか貸したくないと、何かいいことがあるかもしれないのでそのままほうっておこうと、こういうことでなかなか次の運用ができないということになってはいますが、これは農地も多分一緒ではないかと思うのです。

ですから、そういう面からすると、制度をきちんとつくって、強制とは言いませんけれども、少々は国全体のことから考えて、コンセンサスを得られるようにしていかないと、先ほど申し上げましたように農地の問題についても、中心市街地の活性化についてもよくなないと、僕はそんな気がしています。ですから、そういう面ではこういうところの中で、きちんと政策としていろいろなことを法律としてまた作っていただければ、まだそういうことが示せるのではないかと、こんなことを思っておりますので、特に消費者の面、販売者の面からいろいろな意見を言わせていただければと、こんなことを思っておりますのでよろしくお願いします。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員

先程来、コストの削減とか、生産性の向上の努力が重要だという議論がございましたが、私もそれは非常に重要であるということは認識しているわけですが、ただ一方で、努力では埋められない格差というものが残ること、特に土地条件の格差というものを無視した議論はできないということも非常に強く感じておまして、構造改革も日本の場合、強く進める必要があるのですが、価格が下がれば土地が流動化すると言われてきましたけれども、米価がこれだけ下がってもやっぱり土地は動いていないわけで、むしろ農村の疲弊が、価格の下落による所得の下落でかなり深刻になっているという状況もございます。

ですから、単純に規制緩和していったのでは、貿易の自由化も含めて、それで強い農業が育って自給率が上がるというのは幻想で、自給率は必ず下がってしまいます。それでも狭い意味での経済的な効率性が高まるという議論はあるわけですが、それで失うものが何なのかということ、長期的に非常に大きなものが失われ

るということをきちんと説明していかないといけないわけです。つまり、農業・農村がなぜ今後とも日本になくてはならないのかという点について、これは多面的機能ということで随分いろいろな形で言われてはおりますが、まだ十分伝わっていないのではないかなという気がしております。

それで、この部分をより具体的に、いかに消費者や国民の皆さんに多面的機能というのが一体何であるかということをもっと身近に感じ取れるようなものとして説明する必要があるのではないかなということを考えております。

そういう中で、プロの農家を育成するという部分もちろん大変重要ではありませんけれども、いろいろな中山間の問題とかを考えますと、それだけではない多様な農家も存立して中山間を活性化するというような、そういう点が両立できるような形でないと「美しい国」にはならないわけで、そのあたりの両立をできるように国民にも理解いただいて、必要な施策がとれるような、もちろんそういう方向で努力していただいているわけですが、その点をさらに一層取り組んでいただければと思っております。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、榎野委員。

○榎野委員 ちょっと違う角度の話で恐縮なのですが、昨今の農水省を取り巻く状況を考えてみますと、一体どうしてしまったのかという問題が多いわけです。今年に入ってからも緑資源公団の談合問題があつて、随分ひどい状況が残っているのかなということがありました。

それと、ミートホープの問題です。これはミートホープという業者が非常に悪いとは思いますが、その情報がうまく伝わってこなくて、結局ああいう無法を長年放置してしまったことで、北海道の出先機関にも責任はあるのかなという感じがあります。

後は大臣の問題で、これは農水省の当局には関係ないので特に言いませんが、そういう昨今の問題を見ても、果たして農水省の体質というのはどうなのかなと、社会から疑問を持たれてしまうということです。

確かに6年前のBSE問題ですか、あれで私は農水省の体制は随分変わって、いい方向に来ていると思っております。確かに農水省の本体はいろいろ組織改革があつたりして、大分正常化しつつあるとは思いますが、やはりどうしても出先機関とか、



外部にある組織にはそういう意識が伝わっていないのかなということがあります。

これは直接農政には関係ないとは言いながら、組織に対して国民が疑惑の目を向けるということは農政全体にも信頼性を欠いてしまうという問題にもなりますので、ぜひそういう体質改善にもっと取り組んでいただきたいというのが私の言いたいことの第1点であります。

もう1つは、折しも今日参議院選挙が公示されまして、久々にこの農政が注目点になっているという点です。農政を焦点にしたのは民主党の戸別補償制度ですが、民主党のこの制度に対して、与党は品目横断的な経営安定対策で農家の体質を強化するということを考えているわけです。

もう選挙になってしまって、我々新聞としては、どちらがいいというのは非常に書きにくい問題なのですが、これは誰が見ても与党の方がいいのではないのかなというのは、農政に絡んだ人間の見方は共通しているのではないかなと思うのです。なぜかと言えば、これは簡単なのですけれども、生産性向上にどちらがつながるのということだと思えるのです。所得補償をして補助金をばらまけば、それは確かに一時的に農家の方は助かるのですが、それは将来にはつながらないということです。品目横断的経営安定対策というのは集中化を図るものですから、どうしたって痛みを強いることになるでしょうけれども、それをあえてやろうということにはかなりの支持があると思います。この経営安定対策が去年出たときは、新聞の社説は大体農水省の政策について悪口を書くケースが多いのですが、珍しくもこれはほぼ一致して、大体この対策はいいのではないか、しっかりやれという方向で書いていたと思いますし、現に私もそういう方向で書きました。ですから、これをどんどんやっていただきたいというのが政策面での私の注文です。

それでさらに言えば、もちろん生産性向上はすごく重要なのですが、では、今言われているWTOとかEPA問題で生産性向上だけで対応できるのかというと、これもまた難しい問題でありまして、どうしたって日本では限界があって、コスト削減もどこかに限界がある。では、例えばオーストラリアとEPAをむすんで、本当に日本の農業がもつのかといたら、これは絶対もたないわけでありまして、どこで市場開放と保護の折り合いをつけていくのかなということが問われてくるということです。

ですから、その辺の折り合いを我々本審議会としてどうつけていくか、これが今回の審議会の最大のテーマなのかなと思って、そういうスタンスで私は議論に加わりた

いと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、岡本委員どうぞ。

○岡本委員 今、農業に関する意識についていろいろ話が出ていましたが、そのことについてお話をさせていただきたいと思います。

私は生徒さんとか一般の普通の方たち、私ももちろん生活者ですが、そのような方たちと直接接することが多いということで、お話しさせていただけたらと思います。

私は名古屋から参りましたので、農業を知らないまま育ってしまっているお子さんたちとか、周りに農業をやっていることを見たことがないまま生活している大人の人たちが多いということが前提になってしましますが、それにしても農業に関して知っていることと知らないことの差がいろいろあると思うのです。例えば、知っていることの中では、自給率が低いということは結構皆さん知っていらっしゃるのです。どのくらいだと思いますかとお聞きしますと、40%よりもっと低い数字を、平気で20%とかと挙げられる方もたくさんいらっしゃいます。それで何とも思わないのですかと思わずお聞きするのですが、それに対する危機感というものを持っていらっしゃらないのです。私はどうしてかなと思うのですが、もちろん先ほど申しましたように、農業を知らないまま育っているのが危機感もないのかなと思いつつ聞かせていただきますが、そのことを伝えなければいけない。危ないことなのだよということを伝えなければいけないかなと思うのが一つあります。

また、その一方で、知らないこともたくさんあるのではないかと思います。例えば多面的機能とかというお話はよくさせていただくのですが、へえ、そうなのというようなご意見はたくさんいただきます。それから、鳥獣害のお話もマスコミで扱われる新聞記事かは結構小さなものが多くて、だから、興味のない方は見逃している方も多いのです。でも、実際の写真を見せたりすると、やっど、ああ、それは大変なことなのだ気づかれる方もとても多いのです。

ですので、そういう知らないことも伝えていく。例えば、里地里山なんかだと絶滅危惧種がたくさん住んでいるのですよと、そうすると今の子供たちは恵まれた生活をしているので、農業が大変だからというよりは、そういう絶滅危惧種を守るためにも必要なのねという考え方もしていただきます。

ですので、多面的機能などについて伝えれば、結構不利益になってでもそういうものを買いますというアンケート結果が返ってきますので、いかにうまく伝えるかが大事ではないかなと思っています。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、櫻井委員どうぞ。

○櫻井委員 櫻井でございます。

私は専門が行政法という科目なのですが、司法試験の漏洩問題でにわかに全国区になっておりますけれども、全般的に行政がどうかというようなことを見ておまして、多分、他のセクションとの関係で農水の行政がどういう特徴を持っているのかというようなことが申し上げられるかなと思っています。

まず、今日は雑駁な話が結構多いので、私も雑駁な感想めいたことで申しわけないのですが、行政のあり方という点で見ますと、農水省の行政についてはあまりいい意味で語られるということはないのだろうなということと、どちらかという古いタイプ、あるいは内向きであると。しかも古いといっても、すごく古いという感じで、しかも日本の文化とかそういうナイーブな話にもどうも入っていくというようなことで、少し扱いが難しい、近代化とか合理化に必ずしもなじまないようなところもあるというようなこともあって、しょうがないよねというようなニュアンスがどちらかという強くて、今回この審議会に入れていただきまして、一体どんな行政が展開されているのかなというのは半分怖いもの見たさもあり、そういう関心を持って見ております。

ちょっと私の記憶違いかもしれませんが、この基本法ですが、この基本法はたしか長い前文がついていたような記憶があるのですが、違いましたかしら。前文がありましたよね。ここの本文には出ていませんけれども、ついていませんでしたか。それはいいのですが、確認すればよかったのですけれども、そういうことで、前文がついている法律も余りあか抜けてない法律の例だなというような記憶で申し上げているのですが。

それで、全般的なことで申し上げますと、やっぱり一つは農業行政というものがどういうふうに構造転換していくのかというのが課題であるというようなことは、今日のお話を伺っていても、そこそこ方向転換を図られようとしているというのはよく理解できているのですが、そのところは農業関係者と、それから消費者の視点とか、

その対立軸でとらえられることが多いわけです。

その時に、先ほど佐々木委員からもありましたが、私も今日話を伺っていて一つ思うのは、中心市街地の法改正というのは、ある種参考になるのかということもあります。中心市街地関係の話というのは古いタイプの商店街系の人たちと、それから、もう少し大資本で郊外に大規模な店舗を立地する人たちとの民衆の対立というのが基本構造としてあって、それをどう調整するかということで行政が間に入って、非常に苦心をされたということなのですから、農業の場合、そういう強いタイプの新しい人たちというのがいるのかいないのか、あるいはそれを育てる、あるいはそれが登場する契機があるのかないのかということところがちょっと違うのかなという気がしています。

そういう強い人たちがいると、割と既存の秩序は破壊してしまうのですが、それをうまく制度で誘導してあげて、エネルギーを少し整形してあげてそれなりにルートをつくりますと、活力のあるまちづくりができるという部分もあるということなので、結果としてはこの間の法改正というのは割合良い法改正だったと思うのですが、そこところが、もし、ないのであれば、農業の場合やっぱり守っていくしかなくて、守っていくしかないということになると、基本的にはフェードアウトしていかざるを得ないというような感じに、端から見ていると見えるのです。

ですから、担い手の話で株式会社、農業生産法人以外の法人の参入状況の話もありましたけれども、こういうところをどのくらい拡大していけるのかというあたりが1つの着眼点ということになるのではないかと思います。

それから、もう1つは国際的な行政です。これもちょっとイメージがなかなか世間に理解されていないところだと思うのですが、そうすると自給率の話もありましたが、国内でどうかということのほか、別に安いところからいいものが入ってくるのならそれでいいではないかということは当然あって、そのときに何で自給率が上がらないといけないのかとか、何で農業が大事なのかというのは、大事だと言われても、大事かもしれないけれども、どう大事なのかというのは今ひとつわからないというところがありまして、PRの問題もありましょうし、それから、本質的にどういう問題なのかということが、今日のご説明でもやっぱり大事だねというふうには私には必ずしも思えなかったというところがあります。

それから、法制度という点で言いますと、今ちょうどミートホープのケースもござ

いましたけれども、行政がどういうふう動くかというときのビジネスモデルが大きく変わろうとしているのです。変わらないといけないというニーズがあって、ところが法制度がうまくついていってないということと、法制度があるのだけれども、それをちゃんと執行するというカルチャーが霞ヶ関全体になかったのです。行政調査をどうやるのかとか、柔軟にどうやっていくとか、適時適切に権限を発動するとか、そういうところを後押しするような制度改正というものも必要でしょうし、それから執行体制をどういうふうにつくるのかというのも制度としては、もう一つの構造改革なのかなというようなことを思っています。

とりあえずそんなところでございます。

○林会長 ありがとうございます。

どうぞ、深川委員。

○深川委員 すみません。地震で京王線が遅れたので、ちょっと遅れてしまいまして、大変失礼いたしました。

私はちょっと話が前後してしまうように思うのですが、東アジアのF T Aとか、その関連のことをやっています、W T Oを補完するものとしてのF T Aというご説明があったと思うのですが、その他の国内政策も含めて、私はやっぱり今、日本が考えなければいけないのは、欺瞞とか希望的観測を捨てて現実から出発するということだと思うのです。現実を見ると、やっぱりW T Oはもう数年にわたって全く動いていないということでもあります。

その一方で、F T Aは非常に活発に交渉がなされていると、これも現実なのです。日本もオーストラリアとの交渉に入っているわけで、これもまた現実なわけです。だから、補完とか言っている、もはや補完ではなくなっているという現実がやっぱりあると思います。

F T Aは、基本はやっぱりW T Oを進めば一番いいというのはみんなそう思っていますが、W T Oが動かないので、F T Aは補完と言いながら、実際には一種の抜け駆けです。ですから、1つの国がやるとそのネガティブな影響をこうむった国というのは必ずアクトセざるを得ないので、ドミノになっていってしまうのです。これは今アジアで起きようとしていて、特に韓国のお話が出ましたけれども、米・韓、韓・E Uというのができてしまうと、韓国はもうここで極端な話、私はG 10から離脱しても驚かない、そういうレベルのF T Aをやっている、ということなのです。

そういう現実に戻って考えると、やっぱりF T Aはもはや守りではなくて攻めとして考えられるべきだと私は思っています。もちろん、例えば自給率の議論といつもぶつかるのですけれども、F T Aで問題になるというのは、韓国みたいに貿易があるかないかに関係なく、8割全部ゼロにしろとかいきなり言う国は割と少ないですから、どうしても個別品目の交渉になって、最終的にこれとこれとこれで下りられるかどうかというのをぐちゃぐちゃ詰めるという交渉になっていくと思うのです。

そのときに、色々なところの、色々な組み合わせのF T Aを見ていますと、何かいまひとつその自給率の議論とか、国内のどこまで守るとか攻めるとかいう議論ではなく、ある国がこれで下りろとうるさいから、うちはこれで下りてもらわないと困るから、そのF T Aに限ってこれで下りているという、今こういう交渉の仕方になってしまっていると思うのですが、これはF T Aの数がふえてきますと、既に対フィリピンでもなされたと思いますけれども、あの国にはこれでいいといったじゃないか、だからうちにも後からこれで下りてちょうだいという、ややこしい、非常にエネルギー消耗的な話というのはすごく多くなってくると思うのです。

そういうのもありますし、これからやっぱり豪州と日本は先進国で授權条項がございませんので、相当高いレベルで合意せざるを得ない。少なくとも農業全部を丸ごと外すとか、そんなことは絶対にできないという状況で交渉に入ってしまったわけです。相当程度、農業で日本が下りることを考えた場合に、では、何でオーストラリアで下りて、うちとはできないのかとアメリカに言われたらどうするのかという、ドミノも待っているわけです。

そういうふうに考えると、あまりこう悠長にW T Oが再開するまで待っていて、対策を練って国内の体力をつけてとか、もうやっつけられないというところに来ているという現実認識に立って、例えば自給率でも、コストベネフィットの議論というのはやっぱりあるべきで、これだけのコストをかければ、これだけの品目について自給率は上がると、あるいはこの品目はその間、F T Aの中でも高関税の例外としてやっていただいても十分いずれは競争力もついて、自給率も上がって、いずれは下りられるという、こういう連動性のある議論というのがやっぱりないと、そのF T Aの話と国内の農業改革の話というのはうまく連動しなくて、かえって農業者の方にも非常に不安をおかけするのではないかというふうに思います。何かのF T Aが合意すると、ああうちの品目だけ大変だ大変だ、どうしようという、これでは非常に消耗的なので、

攻めとして、国内と国外を連動させるということは非常に重要だと思います。

それから、もう一つは、日本のF T AはほとんどE P Aで包括的交渉でありますので、もう一つの問題として、原産地規則のルールの話とか、検疫、S P Sの話があります。戦略的な交渉品目で、どうしても農業は守る側に回るものですから、関税をひたすら維持することばかりに、エネルギーが使われていると思うのですけれども、日本にとってはどのくらい、どの程度、どういうものが入ってくるかというのは、価格ももちろん一番重要ですが、原産地規則とかS P Sで条件が非常に変わってくるということです。しかし、相手にあまり非合理的な制度を言いますと、関税で下りた代わりに、S P Sで実はまた欺瞞を繰り返しているのではないかという、信頼感を損なう部分もありますので、しっかりした明確な原則を持っておくべきだと思います。

それから最後に、多面的環境とかいう類の話がいつも国内だけで語られるのですけれども、色々シームレスなグローバルな時代なので、中国が思い切り自分の国の環境を破壊して、例えば日中F T Aができたとして、そういう安い品を受け入れることが日本にとってもいいのかという議論はやっぱりあると思うのです。

環境は、今もう完全に連動していて、汚い空気は日本にまで来ますし、汚い水も垂れ流されて来るわけですから、もう少し自分の国の多面的環境だけではなくて、相手の多面的な環境についての議論というのでも聞く必要があると思います。それプラス、さっきS P Sとか原産地規則の話をしておりましたけれども、攻める側として、やっぱり種苗の知的財産権とか、こういう方が、やっぱり高付加価値農業しかも生きる道のない国としては、よほど攻めるべき問題であって、あまり関税で守勢に回ってしまい、こっちまでもう力尽きて要求は回らないということがあると、国内の構造付加価値化という全体からすると余り望ましくない方向ではないかなと感じております。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

どうぞ、玉沖委員。

○玉沖委員 観光界の者として申し上げさせていただきます。

観光と農林水産業は、本当に皆様がお存じのとおり非常に密接な関係にありますので、もっと生かし合えないのかなと思いつつ、いつも観光の現場に立っております。

私どもの研究所で行った調査で、観光客に宿泊旅行の目的を尋ねたものがあります。これは経年調査で毎年、年に1度発表しているものなのですが、不動で変わら

ぬ上位3位というのがありまして、1位が地元のおいしいものを食べに行く、2位が温泉に関すること、3位が宿泊施設に関することとなっております。これは私たちが業界用語で飯・ふろ・箱といつも呼んでいるのですけれども、こんなふうに、まず食べるというところを観光客が一番の目的に動いているという現状がございます。

それともう一つ、私どもの研究所で観光地が持っている共通の課題について、自前の研究費で解決策を見いだす社会実験を行っております。これは実際の地域や施設をモデルに選んで行っているのですけれども、観光地が多く抱えている共通の課題を、私たちが選んで実験をするもので、今、五、六本動いています。例えば地域のお米が余っていると、これを観光客の口に入れて消費してもらう方法を考えようということで、今、実際にキャンペーンで展開している最中なのですが、例えば、米あめだったり、米粉のクッキーをつくったり、米粉のお団子だったり、子供向けの離乳食に玄米の雑炊をつくったりなどということをして、旅館や飲食店が取り組んだりしております。

そして、あと地産地消の関係なのですけれども、これももう流通に課題があるというところなど言われているのですが、どうすれば打破できるのかということも、今、三重県で行っております。

また、健康をテーマにした旅行となりますと食事のことは不可欠ですし、あと現在居心地がいい観光地づくりということをする地域に取り組んでいるのですけれども、これはきれいな空気をつくるということで、バイオマス技術を用いた実験などを行っております。これはあえて農林水産省の施策から選んだ実験ではなくて、偶然地域の課題からひもといで立ち上げた実験なのですけれども、これらのことから観光界は農業と非常に密接な位置にあると思われまます。

そこで、観光の視点から消費量や生産量の拡大について、私たちがいつも思っている、もっとこの2つを磨けないのかなということをして2点申し上げさせていただきます。

1点目は観光と農業がもっと理解し合う場がふやせないのかなということをして、つくづく感じております。例えば、誰もがご存じな有名観光地で、農業も盛んな地域で、先日も旅館の方と、農業者の方とが一堂に会して、ワークショップを行っていただきました。その時に双方のお互いの考えていることをお知りになられて、皆さん双方ともに新鮮だとおっしゃられたのです。私など外から行った人間は、同じ地域に住んでいながら、顔も知らなかった、名前も知らなかったということに非常に驚きまして、なのに今までその観光地は収穫祭と称した観光イベントを行っておられたのです。



そのように一堂に会して話し合っていたいただいたことで、旅館が望むものをまだまだ私たちは作れる生産力がありますよとか、では旅館はどうやって農業の方にお話を持っていけばいいのですかなどというコミュニケーションが始まって、今度の秋は本当の、連携された収穫祭を予定しておられます。

こんなふうに少し話し合いの場を持つだけで、観光と農業の連携がぐっと進んで、消費量、生産量への影響力が作れると思います。

そして2点目なのですが、これはとても難しいのですが、私ども「じゃらん」の自戒の念も込めてなのですが、情報編集技術をもっと磨く必要があると思っています。例えばグリーンツーリズムに関する調査を先日行いまして、6月に発表いたしました。関心は高いはずなのに、どうしてグリーンツーリズムを経験してくれる人がふえないのだろうかというところを明らかにする調査を行ったところ、農村へ遊びに行こうと思ったら、時間がとれないという意見がトップに出てきたのです。それは何を言っているかという、3日とか1週間とか休みがとれないと行けないものなのでしょうという誤解があったのです。けれども、実際のところ、「農家へお泊まり」という企画も非常に多く取り組んでおりますが、1泊2日で十分に農村を楽しむことができる、この誤解が打破できていなかったりしています。

あと、地産地消に取り組みましようと言われますが、多くの方が自分の自治体内から食材を供給できなければならないとおっしゃって、誤解されているのですけれども、そうではなくて、フードマイルの発想で、半径何キロ圏内だったり、流通網が発達しているので隣の県からのおいしいものも取り入れることができるようになりましたとか、そういうふうに最初にエクスキューズをきちんと気持ちよく説明することで、いくらでも国内産のものの消費量を上げることができるのになといつも感じております。

これは観光界からの意見としてお聞きいただければと思うのですが、観光地側の努力ということも含めて、観光と農業がもっと理解し合う場に立つということと、2点目に情報編集技術を磨くということに注力したいと思っております。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、森野委員。

○森野委員 先ほど、深川委員の話を聞きながら、言おうと思っていた話を1点だけ申し上げたいと思います。

新農政2007のポイントなどを見ますと、地球環境に非常に力を入れているという話はよくわかるのですが、最近気になったのは、中国からの黄砂が九州とか西日本だけではなくて、長野県の伊那谷の飯田あたりまでやって来て、イチゴを栽培しているビニールハウスにかなり黄砂が積もったので、結局日光の照度が少なくてうまく甘みがつかなかったと、その農業法人の代表の方が非常に悩んでおられた。伊那谷にまでそういう影響が及んでいるのかという話を聞いて、やはり中国でつくっている食料を輸入するという事は、水でいえばそのまま、深川さんが言ったように飲むわけではなくて、バーチャルウォーターというような形で水資源を中国に依存しているという話なのでしょうし、それから、大気についてもその影響が直接、日本の農業生産の現場にまで及んでいる。そういうことも考えると、逆に、これまで日本の農業と農業者が培ってきた環境保全型の農業技術とか、水資源の開発・利用の技術とか、そういったものを逆に中国なり東アジアの諸国に提供していくということを「攻めの農政」の柱としてあってもいいのかなと思いました。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

これで、委員の方全員からご意見、あるいはご質問いただいたわけではありますが、どうぞ。

○古口委員 私はやっぱり現場から来ているので、現場のことをちょっと言わなければまずいのかなと思いますので、私だけ2回になりますけれども、発言させていただきます。

先程どなたかが、農水の政策は非常に保守的ではないかというご意見がありましたけれども、ただ私ども中山間の町から来ている者にとっては、中山間の直接支払制度、これについては私は高い評価を下していいと思っています。というのは、このおかげで私どもの町は耕作放棄地が減りました。栃木県で唯一耕作放棄地が減った町です。

それから、このことによって地域のコミュニティが復活しつつあります。それから、農業から観光へという新しい展開も、このおかげでうまくいきそうなところも出てきています。ということで、私はこれについては感謝をしておりますし、それから、今後もさらにこういった政策を進めていってほしいと思っています。

それで、実はこのことは直接支払制度ということで、これは農業に対する先ほどの所得補償制度がいいのかどうかというお話も出ましたけれども、そのあたりが難しい

のですけれども、やっぱり1つのポイントはポイントなのです。

それで、もう1つ榎野委員さんの方から、どう考えたって民主党の言っている直接補償制度よりは品目横断的経営安定対策の方が、これからの国際化も考えるといいに決まっているという話が出たのですが、実は我々もそうなのだろうなと思っているのですけれども、実は現場ではこの直接補償制度に農家の皆様が大変心を揺り動かされているという。みんな理屈はわかっているのですが、現場になると、米1表を2万円で買いますよというような、数年前までやっぱりこんな同じような話があっても、そんなことには余り皆さん心を動かされなかった。でも、今回は現場では心を動かされています。

それから、もう1つ、私が現場から言っておかなければならないのは、外からは国際化の波に農業がさらされているということと、もう1つ、鳥獣害の被害の話です。これは深刻です。自衛隊がその個体の調整のため活動するというお話が、この間新聞に出ておりました、これについては自衛隊法とかいろいろな問題があって難しいというようなこともありますけれども、本当に、真剣に今考えないと、今日の前にある危機だと私は受け取っています。

この間、山村振興の会議がありまして、国会議員の先生からも、自衛隊はそういうことに使えないというような話もありましたが、私はこの鳥獣害は北朝鮮の脅威よりもさらに脅威だと思っています。

現場からそういうようなことだけ言っておきたいと思います。そのようなことを含めて、今後この審議会の中でいろいろ考えていきたいと思っております。

○林会長 ありがとうございます。

皆様からいろいろなご意見をいただきましてありがとうございます。私も座長という立場ではなくて、1人の委員としてお話ししたいと思います。

自給率をはじめ多くの問題が国際問題とつながっています。バイオエタノールの問題一つ取りましても、あれだけトウモロコシの国際価格が上がりますと、日本の畜産業は大打撃を受けると同時に、たとえ日本が何とか凌いだとしても、最貧国の多くで食料問題が深刻化します。そこをイメージできないようではやはりまずいのではないかと思います。

わが国の農政は、日本だけではなく、世界の人たちにも迷惑をかけないという配慮が必要です。そういう意味でも、農政のかじ取りというのは非常に難しい。今日

見せていただいた資料3は、全体が網羅されている良い資料です。この中で、特にわが国の農政における二面作戦、すなわち、さらに合理化・効率化を進めて足腰の強い農業をつくるということと、その一方で複雑な地形を持っている日本、特に国土の64%を占める中山間地ではやはりきめ細やかな施策が必要で、小規模な農業者が集落営農という形で日本の農業を振興させるという二面作戦を成功させることができるのかどうかという大課題があると思います。

この間、地方に視察で行ってきましたが、耕作放棄地が50%を超えている地域がありました。聞いてみると行政が耕地整備をしない、農地整備をしないところでは耕作放棄地が50%を超えたといえます。こうなると、はっきりしていることは、本当にそういう支援をしなくなると、耕作放棄地が50%を超えるところがあちこちで発生するという一つの見本ではないかということです。

そういう状況、先ほど鈴木委員がおっしゃった両面作戦だと思うのですが、この両面作戦をこなせるだけの力量を今、日本は持っているのかどうか、それを中心的に担っていく農林水産省がその覚悟がおありなのかどうか。これは、今日の論議の中でもっと深めていかなければいけないところだと思うのですが、先ほどから委員の皆様からいただいたご質問、あるいはご指摘に対して、時間のある限りお答えいただきたいと思います。国際問題は総括審議官の方からお願いします。

○総括審議官（国際） 深川委員からF T A、E P Aの関係のご質問その他ございまして、多くのところは認識が共有される場所があるかと思っております。

ご指摘のように、これまで行われてきたE P Aを超えるような韓国と米国とのE P Aができて、これで国際的な様相は大きく変化しているのだと思います。また韓国・E UのE P Aも動き出しておりまして、そういうことが先ほどお話ありましたように、何もない世界でE P Aをどう考えるのかということとは少し違ってきて、他の国が結んだときに我が国がどうするのかというふうの問題設定は少し変わってきているように思います。

農業面からいきますと、ますます難しくなる面も出てくるわけでございます。全体の国としての国益を比較考慮した上で判断をしていくということになるかと思えますけれども、その中でも先程から出ておりますように、中山間地帯を含め、合理化を当然図っていくわけでありましてけれども、その中で何をどう守っていくのか、どのような対応が可能なのだろうかということを相手国にもよくわからせると。これは

日豪の場合でも、研究会の段階で相手側によく説明をし、ある程度理解は得てきております。ただ、交渉に入るとやはりそれは交渉でありまして、国と国でありますので、相当厳しい局面があらうかと思っております。ただ、小さな着地点を探すような努力をしっかりとしていかなければいけないということだろうと思っております。

それから、特にご指摘の点で攻めの部分と。これは私ども、一方ではEPA、FTAの担当もしておりますけれども、農産物の輸出ということも大きなテーマとして取り扱っております。1兆円達成を目指しており、現在のところ大体20%ぐらいのスピードで増加をしておりますけれども、多くの課題があると思います。その課題を解決していく手法、SPSの話もありましたが、交渉の中でよく議論されることも多いわけでありまして、関税は当然でありますけれども、そういうものに対して輸出で意味のあるところについては開いていくという方向にも力を入れていくというようなことで取り組んでおります。その点については、なお一層力を入れていく必要があらうと思っております。

以上であります。

○林会長 ありがとうございます。

どうぞ、技術総括審議官の方から。

○技術総括審議官 岡本委員、それから、深川委員、森野委員のご発言に対してちょっと情報提供的なことですが、お話しさせていただきたいと思っております。

岡本委員の方から里地里山の保全等の重要性等について、消費者の方が知らないことがあるとして、鳥獣害だとか里地里山の多面的機能、そういうものの重要性について一般の方は知らないというお話でございましたが、これにつきましては、実は本日会長を務めていただいております林座長のもとで、農林水産省の生物多様性の戦略の検討会というのをやってきまして、そこでまとめたいただいたものを踏まえて、農水省として戦略を先般決定したところです。その中でも特に国民各層に対して農林水産業、あるいは生物多様性の重要性についての理解を促進することが重要であるということを経済的な認識の1番目にそれを書いておりまして、これをしっかりと伝えていきたいと思っております。

また、併せまして、この生物多様性の問題、先ほど中国の砂漠の話がありましたけれども、海外から食品を輸入する裏では、発展途上国での生物多様性の破壊という面もございますので、むしろ国際協力で、先程、森野委員からございました水資源開発

なり、あるいは環境保全型農業という日本の持っている技術、そういうものを使った国際協力、そういったものについてもこの戦略に基づいて工程表をつくってしっかりと管理をしていきたいなと思っております。

深川委員からは知財のお話がありました。これにつきましても、知財戦略というものをつくっております。農水省で知財といいますと、一番大きいのは品種保護制度でございますが、あとは遺伝子特許ですとか、それから、そういう制度に乗らないいろいろなブランド、こういったものがございます。こういった知的財産を創造、育成をしていくという観点、それからその権利を守っていくという観点、さらに、それにかかわる人材育成、そういった面からそれぞれ戦略をつくって、これも工程に基づいてしっかり進めていきたいと考えております。

○林会長 ありがとうございます。

生産局長の方からはございますか。

○生産局長 二、三ございます。

古口委員から鳥獣害のお話がありました。お話がありましたとおりで、非常に全国で大問題になっております。これについては農林水産省でできることと、それから他省庁と一緒にやらなくてはならないことがありまして、その鳥獣害の鳥なり獣の個体数の管理とか、あるいは環境の管理、また、防止対策というのをいろいろ政府全体としてもやっているのですけれども、おっしゃるように過疎化が進んでいるとか、あるいは温暖化の影響もあると思いますが、かなり全国的な問題になっていて、なかなかその対応が追いつかない。

防止対策としては、例えば今まで猟友会の人を中心にやってきたのを、これからは市町村なり農協などの団体の職員にも少し手伝っていただくというような対策などをやっておりますけれども、なかなか追いつかないところがあります。

これは先ほど自衛隊の話もありましたけれども、もう少し広めにいろいろな対策が講じられないかということで、今そういった国会議員の方々も含めた検討をしておりますので、できるだけ早く取りまとめて我々も対応していきたいと考えております。

それから、知財の話が今も技術総括審議官からお話がありました。特に種苗の関係では、まさに外国の、特に東アジアでそういう制度を持ってもらわないと、いくら日本で整備をしても向こうに抜けてしまうということがありますので、農林水産省として、東アジアの品種保護フォーラムで、各国、特に東アジアではまだ制度が整備され

ているのは数カ国しかないものですから、これを東アジア全体として保護する仕組みを国際的なフォーラムとしてつくっていききたいということで、提案をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○林会長 ありがとうございます。

事務次官の方からお話がございます。

○事務次官 今日は本当に皆様からそれぞれの立場で私どもの政策、あるいは省に対しますいろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございます。非常に幅広い観点で私どもが抱えている内外の中の問題、それを浮き彫りにしていただいたという感じもいたしました。

私どもの政策はご承知のように、食料・農業・農村基本法、特に17年に新しい基本計画をつくらせていただきまして、それをベースにやっております。ただ、その中で不断の体質強化、これは課題がまだまだありますので、今年から行っている経営対策面も含めて農地政策も強化しなくてはならないと、こういったことは徹底的に進めていかなくてはなりませんし、また、グローバル化の中で、今までも貿易交渉というのは1つのテーマでしたが、加えて今回お話ししましたような、国際的な資源だとか環境だとかそういうものも出てきています。とりわけ、これからの食料自給というのは、今言ったようないろいろな要因の中でどういうふうになっていくのかというようなことが非常に大きな課題だと考えておりますし、それは私どもの政策にも非常に響いてきます。

そういう意味で新たに、先ほどご説明しました新農政2007というところにもありますけれども、国民的なレベルでその食料、国際的な問題も含めてどういうふうになってくるのかと、これを私どもが検証し、それはまた国民的な議論をしていただくという形で近々そういった会議も立ち上がります。

そういったことの議論も踏まえながら、また、こちらの審議会でもいろいろ審議があると思いますし、また、食の安全・安心、これはBSEのときから私どもの大きな課題でございまして、これも今のような状況の中でしっかりやっていかなくてはならない事柄であります。

最近のミートホープの関係、さらには緑資源機構等々、私どもの省あるいは省に係る機関の政策姿勢という問題があります。これはしっかりしませんと、私どもの

省の姿勢が、やはり私どもが進めている政策への信頼性とも関わってきますので、これは私どもの省できちんと身を正しながら進めていかななくてはいけないと思っております。

また、いろいろご意見がありますけれども、とにかく私どもの方の政策の中身がどうやって国民の皆さんにわかっていただくかと、これはずっと我々の悩みです。そもそも、対策が非常に複雑で、対象も広いものですから、わかりにくいことがありますけれども、これをできるだけ、何が問題で、何をどうしようとしているのかと、どこまでできているのだと、こういったことをまた私どもも一生懸命わかりやすい説明を考えていきたいと思っておりますから、ぜひまた皆様の色々なアドバイスをいただければと思っております。

本当に今日はどうもありがとうございました。

○林会長 ありがとうございました。

それでは、次回以降の本審議会の進め方について事務局からご説明いただきます。

○企画評価課長 今後、本審議会につきましては、時々の政策課題に応じて開催することとし、春と秋、例えば4月と9月といったように年2回開催することを基本としてはどうかと考えております。

春には、先ほど資料の中で説明がありました21世紀新農政や、白書を素材に議論を行い、議論の成果を次年度の予算要求などにつなげたいと考えております。

また、秋には、予算概算要求などを素材に、次年度に重点的に講じる施策について議論を行い、議論の成果を次年度の法律改正や政策につなげたいと考えております。

以上です。

○林会長 ありがとうございました。

4月は概算要求につなげていく論議をさせていただき、秋は次年度に重点的にどのように政策を行っていくかということにつながる論議を行っていただくというご説明でした。

何かご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局案どおりで今後進めてまいりたいと思います。具体的な開催日につきましては、追って文書でご案内が皆様のところに届くと理解しております。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。ありがとうございました。

午後12時10分 閉会